

(結果公表様式)

第2次東御市一般廃棄物処理基本計画（令和2年度改訂版）（素案）に

関する意見募集に対するパブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	第2次東御市一般廃棄物処理基本計画（令和2年度改訂版）（素案）に関する意見募集
意見の募集期間	令和2年12月11日（金）～令和3年1月11日（月）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、市民ラウンジ、総合福祉センター、中央公民館、滋野コミュニティセンター、祢津公民館、和コミュニティセンター、北御牧庁舎
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 3人 (2) 提出意見数 8件
実施機関	東御市市民生活部 生活環境課 クリーンリサイクル係 電話：0268-63-6814 ファックス：0268-63-6814 電子メール：seikan@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。		
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	1	3
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	3	4
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など		
E	その他のご意見（質問、感想等）。	1	1
計		5	8

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数と一致しません。

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	東御市のゴミの分別ですが、数値に明確に出てきていること、住民の方の普段の暮らしがエコに貢献していることを実感させることが、今後のごみ処理だけでなく低炭素社会への取り組みにも繋がっていくのではないかと考える。各種データを分かりやすく伝え、広報する取り組みも必要である。	今後の参考とさせていただきます。	C
2	・検討を行った機関名と提案を行った機関名を明記した記載に訂正することを提案したい。 ・上田地域広域連合としての機関決定が行われているのか明記することを提案したい。また、資源循環型施設建設について東御市民に広報周知することを提案したい。 (P 4～P 5)	上田地域広域連合での資源循環型施設整備に関わる経過概要をまとめたものです。詳細な経過は、上田地域広域連合ごみ処理広域化推進室ホームページ等でご確認をお願いいたします。また、今後、建設事業に関わる市民への広報周知を適宜行って参ります。	C
3	今年度中に環境アセスメント（①配慮書）に必ずや着手するという記載となっているが、着手できなかった場合を含んだ記載にすることを提案したい。(P 6 8)	上田地域広域連合において業務委託契約が締結され、着手されております。	E
4	・「上田地域広域連合の資源循環型施設とは？」(P 6 9)に最終処分場については、・・・自区内処理を基本として建設する方針」としているとある。「自区内処理」の解説を付記することを提案する。 ・上記を踏まえて、上田地域広域連合ごみ処理広域化計画には、最終処分場の建設場所について、「資源循環型施設を建設する市町村以外の市町村が受け持つことを基本とする」(P 4 4)とある。上田地域広域連合ごみ処理広域化計画(第4次)と第2次東	最終処分場の整備については、文章の一部修正及び削除を行います。	B

	御市一般廃棄物処理基本計画（令和２年度改訂版）における最終処分場建設に係る記載に齟齬があるので修正を提案したい。		
5	図２－１０ 総合計画のごみ処理政策の引き出し線及び施策No.の修正を提案したい。 ・「施策No.５ ごみの適正処理と減量・資源化推進」と「地球環境への負荷の少ないまちを目指す」の線 ・ 施策No.４９ 広域連携による共同事業の促進」と「市民信頼に応える行財政運営を進める」の線 ・ 施策No.５９→４９ 総合計画施策への個別計画の記載を提案したい。（Ｐ１４）	図２－１０の引き出し線及び施策No.は、修正を行います。 個別計画の記載については、Ｐ２の図１－１計画の位置づけに記載がございます。	B
6	・ 基本方針について 「基本理念の実現に向けた施策」のevidenceは「人口及びごみ発生量の将来予測（3.3.5）」「（２）ごみ量の将来予測」「アごみ排出量」であり先に記載が望まれ、基本方針１「ごみの発生抑制と３Ｒの推進による循環システムの構築」基本方針２「効率的かつ適正なごみ処理体制の構築」で構成されると考える。「生ごみリサイクルシステムによる資源循環の推進」（ア）及び「ごみ減量アドバイザーの養成・支援」（イ）は、「ごみの排出抑制と３Ｒの推進による循環システムの構築」の「生ごみの堆肥化の推進」「ごみ減量化・資源化に関する市民の取組の推進及び支援」に含まれ、分別・収集方法の統一の定着化」（ウ）及び「中間処理施設の整備」（エ）は「効率的かつ適正なごみ処理体制の構築」の「分別・指定袋の統一の定着」「中間処理施設の整備」に包摂される。	基本方針と重点施策及び施策の整合性等について誤りがある箇所が確認できましたので、図や表及び字句の修正を行います。 重点施策に対するご意見については、今後の参考とさせていただきます。	B

	・重点施策について 「表３－１１本市全体の家庭系ごみ排出量の内訳」から、「プラスチック」「発泡スチロール・トレイ」、「ごみの性状から」(3.1.3) から、「紙・布類」を中心的に取り組むことを重点施策とすることを提案したい。		
7	生ごみリサイクル施設の建設費用は耐用年数に従い「図３－２８ごみ処理経費の推移」を減価償却処理した図にすることを提案したい。	今後の参考とさせていただきます。	C
8	最終処分に関する基本方針、最終処分場の整備方針について 上田地域広域連合ごみ処理広域化計画(案)に書かれている「…広域連合の構成市町村間の連携・協力という観点において、最終処分場の建設場所については、資源循環型施設を建設する市町村以外の市町村が受け持つことを基本とする」の撤回を求めることについて、当該広域連合に対しパブリックコメントとし提出したものです。第２次東御市一般廃棄物処理基本計画に対し意見として提出します。	ご意見として承ります。	C